

平成十年十月二十日受領
答弁第一九号

内閣衆質一四三第一九号

平成十年十月二十日

内閣総理大臣 小 渊 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員石井紘基君提出財団法人交通遺児育英会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石井紘基君提出財団法人交通遺児育英会に関する質問に対する答弁書

一の1について

御質問のとおりと聞いている。

一の2及び4について

総務庁としては、財団法人交通遺児育英会（以下「育英会」という。）に対し、欠員となっている理事及び評議員の選任を早急に行うよう指導しているところである。

一の3について

総務庁としては、育英会の寄附行為に従い会長を選任するよう指導してきているところである。

また、三鬼彰氏の会長就任については、平成九年三月の理事会後、宮崎清文理事長が三鬼彰氏に面談することなく、その後、育英会に対し三鬼彰氏から理事自体を辞任したい旨の連絡があり、同年七月の理事会で理事辞任が報告されたものと聞いている。

一の5について

総務庁としては、御指摘の育英会の理事、評議員及び監事の辞任理由については、承知していない。

総務庁としては、育英会に対し、欠員となっている理事及び評議員の選任を早急に行うよう指導しているところである。

二の1について

宮崎清文氏は、内閣総理大臣官房交通安全対策室（現総務庁長官官房交通安全対策室）の初代室長ではなく、当時の内閣総理大臣官房陸上交通安全調査室の初代室長である。これ以外の点については、御質問のとおりであると承知している。

二の2及び3について

平成三年ごろ、育英会の業務運営が混乱している中で、総務庁としては、育英会において理事会が正常な機能を果たすことを期待し、交通安全行政の経験が豊富な宮崎清文氏を理事候補として育英会に推薦し、同年三月、育英会の評議員会において同氏が理事として選任されたものである。

二の4について

総務庁としては、当時の武田豊会長及び石井栄三理事長の同意の下、理事会において宮崎清文氏を理事候補とする候補者名簿を作成し、評議員会において理事選出が行われ、評議員会における理事選出後、育

英会として宮崎清文氏に理事就任を要請したものと聞いている。

二の 5 について

総務庁としては、御指摘の平成十年七月末日に育英会事務局を定年退職した職員が在職中に行ったと思われる行為については、承知していない。

御指摘の育英会事務局の混乱については、基本的には育英会内部の問題ではあるが、総務庁としては、適正な運営が行われるよう「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成八年九月二十日閣議決定）等に基づき指導しているところである。

二の 6 について

育英会事務局の運営は、基本的には育英会内部の問題ではあるが、総務庁としては、適正な運営が行われるよう「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき指導しているところである。

二の 7 について

育英会の理事会の運営は、基本的には育英会内部の問題ではあるが、総務庁としては、同会の寄附行為に従い適正な運営が行われるよう指導しているところである。

二の 8 について

育英会の寄附行為の定めにより、理事長及び専務理事の選任は理事の互選によるとされ、理事の選任は評議員会の権限とされている。総務庁としては、同会の寄附行為に従い適正な運営が行われるよう指導しているところである。

三について

総務庁としては、育英会の運営が適正に行われるよう「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき指導しているところである。

四の 1 及び 2 について

総務庁としては、学生寮の運営は育英会の寄附行為に基づいた事業として行っているものであり、育英会として検討されるべきものであると理解している。

四の 3 について

平成九年七月一日の理事会において、御指摘のアンケート調査については、既に回収（中止）をしたとの報告が専務理事からなされたと承知している。